5歳から11歳の子どもへの接種(小児接種)についてのお知らせ

基本情報

| 接種するワクチンと回数・ | 接種 | 1回目と2回目の | 接種対象年齢 |
|---------------------|----|----------|--------|
| 間隔・対象年齢 ワクチン | 回数 | 接種間隔 | |
| ファイザー社の小児用 | 2回 | 通常3週間 | 5~11歳 |
| ワクチン | | | |

●1回目と2回目の接種間隔 通常、3週間の間隔をあけて、合計2回接種します。1回目の接種から間隔が3週間を超えた場合、1回目から受け直す必要はありません。できるだけ速やかに2回目の接種を受けていただくことをお勧めします。

[他のワクチンとの接種間隔]

▽ 他の予防接種を、新型コロナワクチンと同時に同じお子様に対して行わないでください。

▽前後に他の予防接種を行う場合、原則として新型コロナワクチン接種と 13 日 以上の間隔を空けてください。

●接種対象年齢

接種する日の年齢です。

小児用新型コロナワクチンでは、1回目の接種時の年齢に基づいて判断します。 1回目の接種時に11歳だったお子様が、2回目の接種時までに12歳の誕生日 を迎えた場合、2回目接種にも小児用ワクチンを使用します。

接種が受けられる場所

原則として、住民票所在地の市町村(住所地)の医療機関や接種会場で接種を受けていただきます。

なお、やむを得ない事情で住所地でのワクチン接種ができない方は、大人と同様に、住所地以外で受けていただくことができる場合があります。具体的な手続きは、各市町村からのお知らせや「コロナワクチンナビ:住所地外接種届について」をご覧ください。

小児接種の準備~接種完了まで NEW 【住所地以外でワクチン接種を受けていた

だくことができる方の例】

- (1) 入院・入所中の医療機関や施設でワクチン接種を受ける方
- (2) 基礎疾患で治療中の医療機関でワクチン接種を受ける方
- (3) 副反応のリスクが高い等のため、医師の判断により、体制の整った医療機関での接種が必要な方
- (4) 市町村外の医療機関からの往診により、在宅でワクチン接種を受ける方
- (5) 災害による被害にあった方
- (6) 都道府県等の設置する大規模接種会場等で接種を受ける方(会場毎の対象地域にお住まいの方に限ります)
- ※(1)~(6)の方については、住所地外接種の手続きは不要です。

接種当日のご注意

- ■予診・接種に同席ができる保護者(親権者または後見人)の同伴が必要です。
- ※ 保護者が特段の理由で同伴することができない場合は、お子様の健康状態を 普段から熟知する親族等で適切な方が、保護者から委任を受けて同伴すること が可能です。
- 当日は、すぐに肩を出せる服装で来てください。
- 37.5 度以上の発熱や、体調不良の場合は、ワクチン接種を受けられません。 予約先にお電話で取消のご連絡をお願いいたします。
- 忘れずにお持ちください。
- ▶ 本人確認書類(マイナンバーカード、健康保険証等)
- 市町村より郵送されてきた封筒(接種券や予診票が送られてきた封筒)の中 身一式
- ▶ 母子健康手帳(接種を受けるお子様の接種履歴を管理しているため)

接種後のご注意

接種を受けた日は、激しい運動は控えてください。入浴は可能ですが、接種部分を強く擦ったりしないようにしてください。 接種後、体内で新型コロナウイル

スに対する免疫ができる過程で、様々な症状が現れることがあります。大部分は 12歳以上のワクチン接種後のものと同様に、数日以内に回復していきますが、 おうちの方が様子を観察し、症状に合わせた対応をとってください。 ワクチンを接種した後も、マスクの着用など、感染予防対策の継続をお願いしま す。

接種を受ける際の同意

新型コロナワクチンの接種は、国民の皆さまに受けていただくようお勧めしていますが、接種を受けることは強制ではありません。予防接種の効果と副反応のリスクの双方についてしっかり情報提供が行われた上で、接種を受ける方の同意がある場合に限り、自らの意思で接種を受けていただいています。ただし、16歳未満の方の場合は、原則、保護者(親権者または後見人)の同伴と予診票への保護者の署名が必要となり、保護者の同意なく接種が行われることはありません。署名がなければワクチンの接種は受けられません。

接種を受けた後に副反応が起きた場合の予防接種健康被害救済制度

一般的に、ワクチン接種では、副反応による健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が起こることがあります。極めて稀ではあるものの、なくすことができないことから、救済制度が設けられています。 救済制度では、予防接種によって健康被害が生じ、医療機関での治療が必要になったり、障害が残ったりした場合に、予防接種法に基づく救済(医療費・障害年金等の給付)が受けられます。 新型コロナワクチンの接種についても、健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく救済を受けることができます。